

仕 様 書

- 1 件 名 ダイオキシソ類水質検査業務委託
- 2 履行場所 盛岡市上下水道局 浄水課 水質管理センター
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで
- 4 業務内容

(1) 試料採取

ア 試料は、米内浄水場、沢田浄水場及び新庄浄水場の原水及び浄水並びに中屋敷浄水場の原水の計7検体とする。

イ 原水試料の採取場所は、各浄水場取水口又は発注者の指定する場所とし、浄水試料の採取場所は、各浄水場の浄水池又は配水池とする。

ウ 詳細な採取日程は、発注者、受注者及び各浄水場間で打合せを行ったうえで決定する。

エ 電源を供給する施設が無い場所で作業する際は、受注者が発電機等を用意すること。

オ 試料採取作業は、「水道原水及び浄水中のダイオキシソ類調査マニュアル（改訂版）」（平成19年11月厚生労働省健康局水道課。以下「調査マニュアル」という。）に準拠した方法で行うこと。

カ 作業中は、水道施設及び浄水への異物混入の防止並びに近辺への部外者の立ち入りを禁止する等対策を講じること。また、試料採取に使用する器具類は、水道施設及び浄水への汚染のおそれがないものを使用すること。

浄水場名	採水箇所	試料番号	採取時期
米内浄水場	米内川取水口	①	令和8年8月～10月頃
	浄水池	②	
沢田浄水場	築川取水口	③	
	浄水池	④	
新庄浄水場	中津川取水口	⑤	
	配水池	⑥	
中屋敷浄水場	雫石川取水口	⑦	

(2) 分析

ア ポリクロロジベンゾーパラージオキシン (PCDDs)、ポリクロロジベンゾフラン (PCDFs) 及びダイオキシン様PCBs (DL-PCBs) のうち、調査マニュアルの4「調査対象物質」に示す化合物を測定対象とする。

イ 試料の前処理方法及び測定方法等は、調査マニュアルによるものとする。

ウ 使用する機器、器具及び試薬等並びに分析室は、調査マニュアル等に基づいて適切に管理されていること。

(3) 結果の取扱い

測定結果の取扱い及び表記法並びに毒性当量の算出方法は、調査マニュアルによるものとする。

5 検査結果報告書等

(1) 測定完了後、受注者は、検査結果報告書を発注者に提出すること。

(2) 受注者は、業務完了後、速やかに業務完了届を提出すること。

6 その他

(1) 受注者は、契約締結後、速やかに次の書類を任意の様式により作成し提出すること。

ア 業務着手届

イ 現場責任者届

(2) 試料採取にあたり、受注者は、事前に次の書類を提出すること。

ア 各試料採取場所における採取方法、試料採取に使用する機器の設置状況及び汚染混入対策を示した書面（事前に試料採取場所を直接確認し作成すること。）

イ 発注者と受注者が共用できる緊急連絡表

ウ 工程表（測定日、時間、巡回頻度、予備日等）

(3) 業務の履行に必要な機械器具及び測定器具は、受注者が用意すること。

(4) 試料採取及び分析等の作業に従事する者の安全管理に努めること。

(5) 分析を行う事業所においては、区域外への化学物質の漏洩等が無いよう対策を講じること。

(6) 水道施設に異物等の混入が生じないよう留意すること。

(7) 履行期間中の不測の事態によって業務の履行に支障をきたすおそれが生じたときは、直ちに発注者にその旨を伝えること。

(8) 業務の履行中に事故や災害等が発生した場合には、あらかじめ定める緊急連絡先に直ちに連絡を行うとともに、発注者からの指示を受けること。

(9) 本仕様書に記載する以外の事項等について疑義が生じた場合は、発注者と受注者双方協議のうえ、決定するものとする。